明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二七）　一

○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**七三）　二

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六〇）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**八一）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**八二）　三

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四五八）　三

○バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二七四）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**二九八六～三〇〇四）　三

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき、学校の認定を行った件（**経済産業**二五三）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一一八七～一一八九）　七

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一一九〇）　七

〔人事異動〕

内閣　内閣府　宮内庁　法務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項　九

境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について（農林水産省）　九

浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について（同）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他
財団関係　三九

省　令

○厚生労働省令第百二十七号

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第三百三十三号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第八十九条及び同法第三十四条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）附則第三条第一項第七号の規定に基づき、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改める。

附　則

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。

○農林水産省令第七十三号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。